

熊本県創業者支援資金（一般枠）実施要領

（目的）

第1 国の全国統一制度により、法律等に基づいた計画策定を実施し、計画に基づいて事業を行うなど公的制度を利用して事業展開を図る際の必要な資金の円滑化を図り、本県経済の活性化及び発展に資することを目的とする。

（融資対象者）

第2 融資対象者は、事業を営んでいない個人が県内で新規に事業を開始するもので、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 1か月以内に新たに個人事業を開始する具体的計画を有する者（産業競争力強化法第2条第20項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けた者（以下「特定創業支援等を受けた者」）は6月以内）
- (2) 2か月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者（特定創業支援等を受けた者は6月以内）
- (3) 個人事業を開始した日以後5年未満の者
- (4) 会社設立の日（法人登記日）以後5年未満の者
- (5) 上記の(3)に該当する者が会社を設立し、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合

（資金使途）

第3 資金使途は、創業又は事業経営に必要な資金とする。

（融資限度額）

第4 融資限度額は、3,500万円とする。

（融資期間）

第5 融資期間は、1年以上10年以内（据置期間1年以内）とする。

（貸付方法）

第6 貸付方法は、証書貸付とする。

（返済方法）

第7 返済方法は、均等分割返済とする。

（融資利率）

第8 融資利率は固定とし、下表のとおりとする。

3年以内	年1.50%以内
5年以内	年1.65%以内
7年以内	年1.80%以内
7年超	年1.85%以内

（保証料率）

第9 保証料率は、年0.90%とし、0.55%に相当する額を県が補助する。

但し、熊本県信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の専門家派遣事業を利用する場合は、年0.25%とし、会計参与を設置していることを登記により確認できる場合は0.1%を割引いた保証料率を適用する。

（担保）

第10 担保は不要とする。

（保証人）

第11 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。

（申込先）

第12 本資金の申込先は、県内各商工会議所または県内各商工会とする。

但し、商工会議所法（昭和28年法律第143号。以下、「会議所法」という。）又は商工会法（昭和35年法律第89号。以下、「商工会法」という。）に定める商工業者以外で、商工会議所又は商工会で受付けることができない業種については、取扱金融機関が申込先となることができる。

（必要書類）

第13 本資金の申込時に必要な書類は、熊本県中小企業融資制度要項別表3に掲げる共通提出書類の他、創業事業計画書（様式1）とする。

（責務及び報告）

第14 本資金の借入に当たっては、次の(1)～(4)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 金融機関と商工会議所又は商工会は相互に連携し、中小企業者に対し、事業計画の策定支援及び経営支援を行うものとする。
- (2) 融資のあっせんをした商工会議所又は商工会は中小企業者が融資を受けてから事業が安定するまでの間（原則3年間）経営支援を行うものとする。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関が行う。）
- (3) 中小企業者は融資のあっせんを受けた商工会議所又は商工会に対して年1回、事業計画の実施状況を報告する。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は金融機関に対して報告を行う。）
- (4) 中小企業者から報告を受けた商工会議所又は商工会は、金融機関と保証協会に対し年1回、経営支援の実施状況と中小企業者の取組状況について報告する。（但し、会議所法又は商工会法に定める商工業者以外の場合は、中小企業者から報告を受けた金融機関が年1回保証協会に対して報告する。）

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 熊本県中小企業融資制度実施要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

創業事業計画書

住所

商号又は名称

氏名又は代表者名

熊本県創業者支援資金において、下記のとおり事業計画書を提出します。

1. 事業概要

開業形態	個人事業・会社事業		商号(個人) 会社名(会社)		
開業(予定)住所	電話 ()				
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有・無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日	
※融資対象者(5)に該当する方は、会社設立前の個人事業について以下を記入してください。					
開業届出	有・無		開業年月日	年 月 日	
業種			資本金	〔会社設立(予定)の場合〕 円	
許可等 [許可等取得が必要な場合]	(種類)	(根拠法)		[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]	
従業員数	名	取扱品	仕入先		
開業動機・目的					
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得	※ 創業する事業に係る職歴・学歴・資格、特許・実用新案・意匠登録、創業に関する研修の受講状況等アピールできる事項を記入してください。				
〔会社設立予定の場合〕 出資者・出資額					
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先					

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
- キ その他（具体的に記入してください）

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A 千円	

4. 設備計画

区分	土 地 ・ 建 物	面 積	取得方法 〔 自己・新築 取得・賃貸 〕	取得に要する資金	契 約 年 月 日	取得(完成) 年 月 日	
事業用不動産	土 地	m ²		千円			
	建 物	m ²		千円			
	計	B (取 得 に 要 す る 資 金)					千 円
区分	名 称	型 式 ・ 能 力	数 量	単 価	金 額	発 注 先	設置(完成) 年 月 日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金 額)					千 円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C=_____千円(D)

6. 資金調達計画

自 己 資 金	預 金			預 金 以 外	
	預け先(金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他(具体的に)	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計		千円		
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計		千円	調達資金 合計	D 千円

(※)今回の資金調達計画の中による借入金等を記入してください。

7. 収支計画(今後1年間分)

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計	千円	計	千円

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・ 受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・ 外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況(※)

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

(※)現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を記入してください
(経営者本人が負担している保証債務も含みます)。

10. 自己資金算定額

自 己 資 金 等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入居保証金等				
	設 備 充 当 等				
	合 計				①
借 入 金 等	借 入 先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
		合 計			
自 己 資 金 額 (① - ②) =					③ 千円

11. その他(計画に関する補足説明がありましたら記入してください)
